

山梨県公報

号外第一号

令和七年

一月二十四日

金 曜 日

目 次

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………1

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について山梨県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和七年一月二十四日

| | |
|---------|---------|
| 山梨県監査委員 | 小林 厚 |
| 同 | 中 込 正 純 |
| 同 | 渡 辺 淳 也 |
| 同 | 宮 本 秀 憲 |

1 監査対象事項
観光文化・スポーツ部の財務に関する事務の執行及び出納その他の事務(文化・スポーツに関する事務・事業に限る)の執行について

2 監査の結果に関する報告の公表
令和6年6月24日付け山梨県公報号外第23号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

| 指摘事項及び意見事項(要旨) | 講じた措置(又は今後の方針等) |
|--|--|
| 3.1. 施設及び出先機関の監査 3.1.1. 線が丘スポーツ公園 No.1 食堂業務の再委託先への管理について(意見事項) スポーツ会館の食堂業務を、指定管理先である山梨県スポーツ協会が、外部の業者に再委託をしているが、その管理が不十分であると考える。 | 指定管理者において、委託業者から定期的に食品製造業の許可証等の確認や食料金の收受、仕入業務などについて聞き取りを行うこととした。 |
| No.2 食堂事業に係る収入の報告について(意見事項) 食堂業務を、外部の業者に委託しているが、利用料収入を施設管理者として把握していない。食堂を利用した人数や利用料収入を把握し、事業報告書に記載する必要があると考える。 | 指定管理者において、食堂業務の委託業者に提供食数や利用料収入などが記載された食堂利用報告書を作成させて報告させることとした。 |
| No.3 未利用備品の棄却手續について(意見事項) 備品について、実際に物はあるものの利用できないもの(烽火信号装置)がある。棄却の手續をすべきである。 | 指定管理者において、令和6年3月に洋弓用烽火信号装置の棄却及びその手續を行った。 |
| No.4 保有個人情報管理の管理体制について(意見事項) 保有している個人情報について、保管ルールの改善や処分・廃棄ルールの徹底など、管理体制の品質管理改善を要望する。 | 指定管理者において、鍵付き書庫の鍵の利用履歴を記載する管理簿を作成し、施設所管理の現地確認については、意見交換会などで県が現地訪問した際に適宜実施することとし、書類の廃棄は文書管理責任者の指示と確認により行うこととした。 |
| 3.1.2. 小瀬スポーツ公園 No.5 施設・設備の修繕工事の実施内容等について(指摘事項) 各施設・設備に対する令和4年度の修繕工事について、基本協定書で定めた1件当たり60万円 | 指定管理者において、まとめて発注することにより1件の工事単価が60万円を超える修 |

| 指摘事項及び意見事項（要旨） | 講じた措置（又は今後の方針等） |
|--|---|
| <p>未済の修繕工事であったが、同一の施設・設備において、修繕工事名が類似し、かつ、業者名が同じで、修繕工事の実施時期も近接する工事案件（以下「分割修繕工事」という。）が散見され、これらの分割修繕工事を効果的、効率的に実施した場合は1件当たり60万円を超過するものが9件あった。山梨県スポーツ協会が指定管理者として指定管理業務を効果的、効率的に実施する観点から本来、1件の修繕工事案件を基本協定に準拠して無理に分割せざるを得ない状況は不合理である。</p> <p>したがって、このような分割修繕工事を解消するため、これらの不合理性について県施設所管課等に対して施設規模に合理的に対応した基準に改定するよう交渉されたい。</p> | <p>繕工事であっても、工事の緊急性や効率性などを踏まえ、そうすることが合理的な場合は、基本協定書第18条第3項の規定により県の承認を経て加工することとした。</p> |
| <p>№6 取扱いが曖昧な備品の処理について（意見事項）</p> <p>武道館で保管するサンボバッグ4点について、既に利用者の用に供していないことから、指定管理業務中での管理から除外することを、県施設所管課に対して助言するよう要望する。</p> | <p>指定管理者において、備品所管課と協議の上、令和6年9月にサンボバッグ4点の棄却及びその手続を行った。</p> |
| <p>№7 備品管理の現物実査について（指摘事項）</p> <p>山梨県スポーツ協会は、小瀬スポーツ公園の指定管理者として県が所有する備品の管理を行っているが、備品台帳上の管理に対して、現場での使用に当たらない備品等について、県施設所管課と協議し、廃棄または保管転換等の必要な事務手続を適時適切に実施するよう促すなど、効果的で効率的な備品管理に努められたい。</p> | <p>指定管理者において、今後は備品の管理に関する情報を備品所管課へ正確に伝達し、備品台帳が現状を正確に反映したものであるように備品管理に努めていくこととした。</p> |
| <p>№8 管理業務の経費で購入した備品に係る県への報告について（指摘事項）</p> <p>令和4年度に山梨県スポーツ協会が購入した備品（3点）について、基本協定に基づき県施設所管課の承認を適正に受けているが、県施設所管課の備品受入手続に必要なとされ、報告が行われていないことから、当該報告を適時適切に実施されたい。</p> <p>また、県への収支実績報告書では、備品費の集計が2点分（1,469,600円）となっており、1点（396,000円）の集計が漏れていることから、今後は正確に実態を反映した収支報告となるよう、検証体制を整備されたい。</p> | <p>指定管理者において、購入備品（3点）について令和5年11月に県の備品台帳への受入手続を行った。今後は、必要な受入手続を適時適切に行うことを徹底するとともに、収支実績報告書作成時には業務担当課と会計担当課での確認を行い、実態を正確に反映した収支報告となるようにすることとした。</p> |
| <p>№9 受贈備品の簿外管理及び他団体所有備品</p> | |
| <p>指摘事項及び意見事項（要旨）</p> <p>現場管理について（指摘事項）</p> <p>小瀬スポーツ公園の中に保管されている備品のうち、山梨県スポーツ協会が受贈を受けた備品（カート車）が、固定資産台帳にも備品台帳にも登録されず、利用されることなく、保管されていた。今後も使用しない場合は、有価物として売却するか、有償で処分するか検討し、早期に処分されたい。</p> <p>また、陸上競技場をホームグラウンドとするヴァンフォーレ甲府が所有する備品（車両）が事実上保管されていた。陸上競技場をホームグラウンドとするヴァンフォーレ甲府との間で保管に関する協議を行い、書面上、管理責任等を明確にすることを検討されたい。</p> | <p>指定管理者において、寄贈された当該カート車を有償で処分した。今後は、ヴァンフォーレ甲府が所有する備品の管理責任について明確化する方法を協議、検討していくこととした。</p> |
| <p>№10 有料公園施設の供用日及び利用時間の拡大に係る実態調査について（意見事項）</p> <p>有料公園施設に係る供用日や利用時間は、条例上の規定や管理運営業務仕様書の規定にかかわらず、指定管理者の提案により拡大して、利用者の用に供しているところ、利用者満足度の面からのメリットと施設運営上の業務負担の面からのデメリットが考えられることから、これらのメリット及びデメリットの側面からの実態調査（利用者満足度調査等）を行い、現在の拡大された供用日や利用時間のあり方を定期的に再評価するルールを確立するよう要望する。</p> | <p>指定管理者において、指定管理施設として実施している利用者満足度調査の結果を踏まえ、その内容を施設所管課と共有して供用日や利用時間の拡大におけるメリットデメリットを定期的に比較・評価していくこととした。</p> |
| <p>№11 キャンセル料の徴収について（意見事項）</p> <p>有料公園施設（庭球場等）の利用者が利用直前に自己都合により、突然利用を取り消す場合、指定管理者としては、キャンセル料を徴収している。このキャンセル料は都市公園条例に規定はなく、指定管理者の会計規程等にも明文の根拠がなく、キャンセル料は利用者の自己都合による、突然の利用取消であり、他の利用者の利用の機会を阻害するものであることから、現在のキャンセル料の徴収の慣行には理解ができるが、条例上での明文の規定がない現状、少なくとも指定管理者である山梨県スポーツ協会の内規に規定し、その規定に基づき、キャンセル料を徴収するルールを整備するよう要望する。</p> <p>また、キャンセル料の発生の実態として、各施設別に発生件数や金額を個別集計していないため、キャンセル料の実態が不明である。指定管理者として施設の効果的、効率的な利用及び公平利用をより促進するためにも、キャンセル料の実態を調査することも検討するよう要望する。</p> | <p>監査人の意見にあるキャンセル料については、指定管理者において、都市公園条例及び小瀬スポーツ公園管理運営マニュアルの規定に基づき、キャンセル料としてではなく、利用料金として徴収しており、その取扱いについてはルール化され、利用者が知り得る状況となっている。</p> <p>また、利用料金を納めたにもかかわらず施設が利用されていない実態について、本年度当初から調査を行っており、効果的な施設利用に繋げていくこととしている。</p> |

| 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|---|--|
| <p>No.12 「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に資する事業提案について (意見事項)</p> <p>令和5年度からの第5期指定期間に係る指定管理者選定委員会等に対して提出した提案書において、「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に関する具体的な提案が把握できなかった。「山梨県小瀬スポーツ公園指定管理者募集要項」(令和4年5月)の「第3募集集の内容」の「2自主事業」(2)において、「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に基づく自主事業を提案することとされ、また、「第5指定管理者の候補者の選定」の「2審査基準」において、「自主事業計画」に対して「20点」が配点されていることから、「山梨県スポーツ成長産業化戦略」が県においては重要性の高い事業であったことが伺われる。</p> <p>したがって、第5期指定期間の提案書に、自主事業の中で具体的な事業提案がなされるべきであったと考えるが、現状では指定管理者として、小瀬スポーツ公園内での自主事業の企画及び実施をめざし、県施設所管課と密接に連携して、具体的な事業展開を遂行するよう要望する。</p> | <p>提案書に記載した県スポーツ産業成長戦略に関する記述は、具体的な提案が把握できなかったとされているが、指定管理者において、提案書の記述に基づき、令和6年度にはスポーツ関係団体同士の交流を図るなど新たなスポーツイベントを開催し、スポーツの成長産業化に取り組んでいる。</p> <p>なお、現在、山梨県スポーツ協会が策定中の「第3期山梨県スポーツ協会スポーツ推進計画」において、スポーツの成長産業化に向けた具体的な事業を記載することとしている。</p> |
| <p>No.13 スポーツ振興業務及びスポーツ講習会開催業務について (意見事項)</p> <p>令和4年度において、指定管理者として実施している事業の中で、スポーツ振興業務及びスポーツ講習会開催業務について、前年度対比でも、一部、大幅な利用者の減少がみられる教室、実施内容などが把握された。開催日の天候等、様々な減少要因があるものと考えられる。</p> <p>それらの減少実績の教室等の中でも、特定の教室等の利用者減少に関しては、前年度と比較して減少した要因又は定員と比較した場合の参加者の少なさの要因について、適時適切に要因分析等を行い、教室のニーズ調査、企画の魅力度の創出、広報の仕方の工夫(プロモーションの方法)等、マーケティング理論に基づく企画の内容、教室のあり方の見直しなど、PDCAサイクルの中で、適時適切に事業企画等の見直しを行うよう要望する。</p> | <p>指定管理者において、令和4年度と5年度実施のスポーツ振興業務及びスポーツ講習会で利用者が少ない、または減少した要因分析を行い、その結果を踏まえて廃止や事業の組み替え、利用対象者の見直しなどを行い、令和7年度以降の事業の企画立案に反映させていくこととした。</p> |
| <p>No.14 大規模地震等の発災時に必要な備品の整備要求について (意見事項)</p> <p>大規模地震が発生した際には、小瀬スポーツ公園の指定管理者である山梨県スポーツ協会は県と連携して「小瀬スポーツ公園現地防災対策本部」を組織し、公園利用者の安全確保及び施設の応急復旧の主体となることが想定されている。このような役割分担に基づき、想定される大規模地</p> | <p>指定管理者において、施設所管課との意見交換会等において、施設の指定管理者として大規模地震等の発災時に必要と思われる備品の要望等を行っていくこととした。</p> |

| 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|--|--|
| <p>地震等の発災時に必要となる備品については、公の施設の通常の管理運営に必要な備品とは別として、県施設所管課に対して予算要望を行うよう要望する。</p> | <p>指定管理者において、利用料金や利用区分のあり方について、利用者アンケートの意見集約や近隣他県等の同種施設の利用料金との比較を行い、その結果等を踏まえた意見を、施設所管課に対して意見交換会などの場で伝えていくこととした。</p> |
| <p>No.15 有料公園施設の利用料金のあり方について (意見事項)</p> <p>小瀬スポーツ公園内の有料公園施設の利用料金は、山梨県都市公園条例別表第6に定める範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が定めることとなっている。現在の利用料金は都市公園条例別表第6の上限額で徴収され、指定管理者の収入とされている。</p> <p>指定管理者制度の導入趣旨は、公の施設の管理運営に、民間の施設運営ノウハウを導入し、適切なコストでの経営を行うことが期待されていることから、現在の利用料金のあり方について、施設等の利用者の意見や要望等を集約し、近隣他県等の同種施設の利用料金との比較を適時実施したうえで、指定管理者としての見解をとりまとめ、県に対して公の施設の管理運営を効果的、効率的に実施する立場から、定期的に利用料金の設定に関する自らの見解を述べるなど経営努力を行うよう、要望する。</p> | <p>指定管理者において、個人情報や管理する保管場所の鍵や文書の使用履歴を記録・管理する記録簿を作成し、個人情報にアクセスできる共用パソコンには共用IDとパスワードの入力を必須として、適切な管理に努めることとした。</p> <p>個人情報が記載されている文書等については、保存期間経過後は速やかに廃棄・処分することとし、廃棄にあたっては、文書管理規程に従って手続することを徹底し、文書管理者が協会内に運用ルールの周知徹底を行った。また、施設所管課との意見交換会や現地訪問時に、個人情報を適正に管理しているかを確認してもらったこととした。</p> |
| <p>No.16 保有個人情報の管理体制について (意見事項)</p> <p>保有している個人情報について、保管ルールの改善や処分・廃棄ルールの徹底など、管理体制の品質管理改善を要望する。</p> | <p>指定管理者において、個人情報や管理する保管場所の鍵や文書の使用履歴を記録・管理する記録簿を作成し、個人情報にアクセスできる共用パソコンには共用IDとパスワードの入力を必須として、適切な管理に努めることとした。</p> <p>個人情報が記載されている文書等については、保存期間経過後は速やかに廃棄・処分することとし、廃棄にあたっては、文書管理規程に従って手続することを徹底し、文書管理者が協会内に運用ルールの周知徹底を行った。また、施設所管課との意見交換会や現地訪問時に、個人情報を適正に管理しているかを確認してもらったこととした。</p> |
| <p>No.17 不自然な分割発注の修繕工事は正指津について (指摘事項)</p> <p>小瀬スポーツ公園の管理に関する基本協定に原則として規定されている施設・設備の修繕のルールに基づき、「1件につき60万円未満の修繕」を指定管理者が複数実施している。しかし、</p> | <p>指定管理者が実施する60万円以上の修繕工事については、基本協定書第18条第3項の規定により合理的な規模での修繕工事を実施するよう、指定管理者に適時適切な指</p> |

| 指摘事項及び意見事項（要旨） | 講じた措置（又は今後の方針等） |
|--|---|
| <p>これらのうち、実際には、同一の施設・設備を同一の時期に実施しているにもかかわらず、不自然に分割して発注している実態が把握できる。一見して把握することができる不自然な分割発注の修繕工事を県施設所管理課は看過することなく、指定管理業務に対するモニタリングや事業年度の評価において、合理的な規模での施設・設備の修繕工事を実施するよう、基本協定第18条第3項に基づいて指定管理者に適時適切な指導を実施された。</p> | <p>導を行っている。</p> |
| <p>№18 施設規模に対応した修繕工事の取扱いの見直しについて（意見事項） 基本協定に規定された1件につき60万円未満の修繕）については、指定管理者が実施することとなっているが、それは、「指定管理者の更新等に関する事務手続のガイドライン」の該当規定（2）（5）施設及び設備の修繕の取扱い）を根拠としている。しかし、この事務手続ガイドラインの該当規定を運用するに当たり、県施設所管理課は実務上、施設・設備の規模にかかわらず指定管理者が実施する修繕工事を1件につき60万円未満の修繕）と捉えなければならないと解釈する傾向にある実態も把握できる。このような解釈は、小瀬スポーツ公園の施設・設備の規模からすると、一見して実態に合わないルールであることから、事務手続ガイドラインの該当規定を見直すよう要望する。</p> | <p>60万円以上の修繕について、指定管理の施設や設備の規模等を踏まえ、県の承認のもと、指定管理者が修繕できる旨、指定管理者の更新等に関する事務手続のガイドラインに明記した。</p> |
| <p>№19 指定管理業務の用に供されている県所有備品の適正な管理指針について（指摘事項） 県施設所管理課が指定管理者に貸与している備品の適正な管理について、指定期間を通じて常に良好な状態に保たなければならず、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった備品は、指定管理者から適時適切に報告を受けて適正な出納管理を実施しなければならない。しかしながら、毎年9月に実施する当該備品に係る現物実査の結果を十分に把握していないか、貸与備品の実態に合った是正措置や適正な出納管理が適時適切に実施されていないなどの現状が把握された。</p> | <p>指定管理者と県で備品台帳と現物備品の整合確認を行い、現物備品がないものは台帳から削除し出納手続を完了した。 また、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった備品については、所定の手続を経て処分が完了したため備品台帳と現物備品の整合が図られた。 今後、備品の購入があった場合はその都度、出納手続を行うとともに、毎年度の現物確認の際に要・不要を判断することとし、不要と判断される備品については、速やかに処分手続を行うことを徹底することとした。</p> |

| 指摘事項及び意見事項（要旨） | 講じた措置（又は今後の方針等） |
|--|---|
| <p>№20 寄贈備品の受入処理及び収支決算のチェック漏れについて（指摘事項） 令和4年度に指定管理者からの購入協議で県施設所管理課が承認決定した3点の備品（合計1,865,600円）について、指定管理者が既に令和5年からの管理業務の用に供しているにもかかわらず、備品台帳に登録する手続がなされていなかった。また、当該備品購入に係る指定管理者作成の収支決算書の報告金額（1,469,600円：2点分）が、寄贈備品購入協議で承認決定した金額（1,865,600円：3点分）と異なるにもかかわらず、精査が漏れており、誤った金額の収支決算書を受け入れていた。 県施設所管理課においては、指定管理者からの寄贈備品の受入れを適時適切に実施し、収支決算報告における適正な決算額を精査の上、修正指導するよう、今後は実態に合った出納処理及び会計処理の実施ができるチェック体制を再構築された。</p> | <p>備品台帳への登録が漏れていた備品については、令和5年度に登録を完了した。 また、指定管理者に対しては、備品購入した際は速やかに県に報告するよう改めて指導を行った。 今後は、指定管理者が備品購入する際に事業報告書と備品台帳の内容が一致していることを県、指定管理者の双方で確認していくこととした。</p> |
| <p>№21 指定管理業務に係る指定期間のあり方について（意見事項） 小瀬スポーツ公園に係る指定管理業務の指定期間は、第4期（平成31年度～令和4年度）、第5期（令和5年度～令和8年度）において、4年間としている。県施設所管理課としては、「指定管理者の更新等に関する基本方針（令和3年11月改正）」に規定する「標準期間：4年間」に基づき、当該公園の施設の指定期間を4年間としたとするが、今後、小瀬スポーツ公園の施設の性格、サービス提供の安定性等の観点から、この「標準期間：4年間」が適切であるか、県施設所管理課として主体的に検討することを要望する。</p> | <p>指定期間の取扱いについては、指定管理者の次期募集に向けて検討していく。</p> |
| <p>№22 有料公園施設の利用料金のあり方について（意見事項） 小瀬スポーツ公園の有料公園施設に係る利用料金は、昭和61年の基本的な考え方にに基づき設定されているが、その後、消費税等の導入及び税率変更に伴う改訂以外、3回の改定が行われているが、直近の改定（平成11年3月改定）以来、ほぼ四半世紀が経過している。その間、人件費や経費等の単価水準の変動、中でも直近では電気料等の高騰などにより、施設運営に係るランニングコストの高騰等を勘案すると、実態に合った利用料金体系であるか、検討する必要がある。 また、利用料金体系については、現在も「アמצェア」及び「アמצェア以外」という区分と「（有</p> | <p>有料公園施設の利用料金については、「イニシャルコスト」「ランニングコスト」で設定するだけでなく、他県の類似施設の利用料金や現在の施設の利用状況、指定管理者の意見などを総合的に勘案し、利用料金の改定に向けた検討を進めていくこととした。</p> |

| 指図書事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|--|--|
| <p>料大会等) 入場料徴収] 及び「[無料大会等) 入場料非徴収] という区分、さらには、「専用利用」及び「個人利用」という区分が維持されている。このような区分のうち、「専用利用」及び「個人利用」という2分法については、近隣他県の同種スポーツ施設の区分と異なるところがあり、「個人利用」の適用施設としての適格性や低額の利用料金の見直しの必要性などを考慮すると、運用上、特定のスポーツ施設によっては、「コート利用」という区分も加えて、既存の利用区分を見直す必要があるものと考ええる。</p> <p>以上のとおり、利用料金のそのものの水準や利用料金の区分の一部見直しを検討するよう要望する。</p> | |
| <p>№23 「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に係る提案事項の審査について (意見事項)</p> <p>第5期の指定管理期間に係る指定管理者候補者の選定審査にあたり、募集要項の審査基準にある「山梨県スポーツ成長産業化戦略の内容に沿った具体的な事業提案(以下「県スポーツ成長産業化戦略に係る具体的な事業提案」という。)について、応募した候補者の提案書には、具体的な提案が記載されていなかった。募集要項等における説明が不十分であったことも一因であると考えられ、今後は重要性の高い提案事項については、特に詳細な説明を実施するよう要望する。</p> <p>また、募集要項の審査基準の配点を見ると、「県スポーツ成長産業化戦略に係る具体的な事業提案」に15点の配点が設定されているところ、具体的な事業提案がないと評価されたにもかかわらず、審査結果では「C」評価(「優れている」とされている。このような評価や審査結果に至るプロセスの中では、選定審査の事務局を所管する県施設所管課として、審査委員が判断に迷っているなど見受けられる審査事項に対しては、適時適切に注意を喚起するなど、適正な評価点付与が行われるために、事務局による情報提供等、ソフトメカニクス機能を充実するよう要望する。</p> | <p>指定管理者の次期募集に向けて、募集要項の中で提案内容を把握できるように具体的なかつ詳細に記載することを明記し、事前説明の際にもその旨の説明を徹底していく。</p> <p>また、審査に際しては、審査のポイント等を審査委員により丁寧に説明し、審査に反映していく。</p> |
| <p>3.1.3. 富士北麓公園</p> <p>№24 収支報告での退職引当積立金の取扱いについて (意見事項)</p> <p>指定管理施設の管理運営状況のモニタリングに関するカイイドライン(令和5年4月改正)の「2.モニタリングの実施主体と役割」①指定管理者の記載内容に基づいて作成された「指定管理施設の管理運営状況評価書」(以下「モニタリングシート」という。)にある「指定管理施設の管理</p> | <p>指定管理者において、令和5年度事業分のモニタリングシートの「指定管理業務に係る収支状況」から、支出項目の中の「退職給与引当金」を削除した。</p> |

| 指図書事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|---|--|
| <p>業務・経理状況説明書」[5 指定管理業務に係る収支状況]の支出項目の中に「退職引当積立」という科目が存在するが、これは非現金支出費用であるとともに会計上はいわゆる見積計上項目であるため、当該収支状況の中には含めるべきではないと考えられる。</p> | |
| <p>№25 事業報告書とモニタリングシートの整合性について (意見事項)</p> <p>モニタリングシート内の「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」[5 指定管理業務に係る収支状況]と、事業報告書内の「II管理業務にかかる収支決算」(I)収支状況」とで科目名等を統一させ、報告事務の効率化を図ることを要望する。</p> | <p>指定管理者において、令和5年度実績報告書及び令和5年度モニタリングシートの科目名等を統一した。</p> |
| <p>№26 体育館における未廃棄マット(体操用)について (意見事項)</p> <p>体育館内のメイン北倉庫において、経年劣化により事業用の供することが出来なくなり、備品台帳から削除されたが未廃棄であるマット(体操用)が置かれていた。備品台帳から削除した備品については、適宜廃棄するなど適切な処理を行うことを要望する。</p> | <p>指定管理者において、当該マットを令和5年度末に廃棄した。今後は、備品が廃棄されたことを確認した上で備品台帳の削除手続を行うこととした。</p> |
| <p>№27 保有個人情報の管理体制について (意見事項)</p> <p>保有している個人情報について、保管ルールの改善を行い、管理体制の品質管理改善を要望する。</p> | <p>指定管理者において、継付き書庫の鍵の利用履歴を記載する管理簿を作成し、施設所管課の現地確認については意見交換会などで施設所管課が現地訪問した際に適宜実施することとし、書類の廃棄は文書管理責任者の指示と確認により行うこととした。</p> |
| <p>3.1.4. 御勤使南公園</p> <p>№28 現金管理について (意見事項)</p> <p>日々の現金管理は、担当者が自宅へ持ち帰る方法で行っている。現状では取り扱う現金残高は多額ではなく、リスクは相対的に低いものと考えられるが、金額的に重要性が増したダイナミック等で、事務所内の金庫で保管管理を行うなど、日々の現金管理方法の改善検討を行うことを要望する。</p> | <p>指定管理者において、事務室内の金庫の保管管理について改善を検討していくこととした。</p> |
| <p>№29 公園にある障害者用トイレの取扱いについて (意見事項)</p> | |

| 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) | 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|--|--|--|---|
| <p>御物使南公園内に障害者用トイレが設置されているが、新型コロナウイルスの影響等もあり、現状遊休状態である。そこで、今後の利用について早急に具体的な方針を定めていくことを検討していただきたい。</p> | <p>従前どおり障害者専用トイレとして利用を再開する方向で、改修工事の実施等について検討を進めていく予定。</p> | <p>管理するセニタリソングメントの「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」「5 指定管理業務に係る収支状況」の各項目について項目を事業報告書に統一することで、指定管理者及び所管課の事務の効率化を図るべきである。</p> | <p>指定管理者と調整し、事業報告書の項目に準じて見直しを行った。</p> |
| <p>3.1.5. 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び芸術の森公園 №30 電気料高騰に伴う追加指定管理委託料のより適切な算出について (意見事項) 令和4年度県立美術館・県立文学館・芸術の森公園への電気料高騰に伴う追加指定管理委託料の計算において、一律の計算式による積算の結果、必要以上の指定管理委託料(以下「指定管理料」という)を支払っている。将来予測などの見込みを前提に支出を行う場合は、合理的な前提のもと最善の見積りを行うことを徹底していただきたい。</p> | <p>今後、年度途中に指定管理料を増額する際は、過年度実績との比較等により見積額の妥当性を検証し、合理的な前提のもと、最善の見積りを行う。 なお、令和5年度の追加の指定管理料については、実績との比較を行い、差額があれば返還することとしている。</p> | <p>3.1.6. 山梨県立博物館 №34 収蔵資料の迅速な整理及び管理台帳への登録について (指摘事項) 一部の収蔵資料については、データベース等への登録がなされていない。収蔵資料の迅速な整理と管理台帳への登録が望まれる。整理が追い付かない状況が続く限りは受入れを制限するべきであると考える。</p> | <p>資料受入れの際は、資料を特定できる一次情報を速やかに収蔵品管理システムに登録する。 資料の整理については、受入資料の鑑別、内容、状態、数量などに応じた処理期間を設けるべく検討を進める。 なお、資料の整理の手間も受入可否の検討要素の一つとし、資料・情報委員会において受入可否を精査していく。</p> |
| <p>№31 金庫内部の管理不備と金庫内部に対するモニタリングの不備 (指摘事項) 監査の結果、金庫から使途不明の現金等が発見された。金庫の内部の現物確認を実施して、使途不明の現金及び現金同等物がないことを確認すべきである。内部検査の手続としても金庫内の棚卸を実施すべきである。</p> | <p>金庫内に保管されていた物品について、財務規則に則り、収納等の手続を行った。また、具と指定管理者等が共用していた金庫については別々の金庫による管理に改めるとともに、金庫の管理に関する規定を整備して定期的に棚卸を実施するなど、再発防止策を講じた。 内部検査においては、現金収納事務のある出先機関のみ金庫内の確認を行っていたが、現金収納事務のない出先機関に対しても金庫内の確認を行うこととした。</p> | <p>№35 収蔵資料の有効活用状況の開示の仕組みについて (意見事項) 長期間にわたり未活用となっている収蔵資料の有無が確認できるような、収蔵資料の有効活用状況の開示の仕組みを、少なくとも一定以上の金額の資料に関しては導入し、効率的な活用がされるのかを判断できるようにすることが望まれる。</p> | <p>資料の活用状況は、常設展示ならびに企画展示で公開したものについてはホームページで一覧を開示している。なお、20万円以上におよぶ所蔵資料すべてを短期間に公開活用することは難しいため、ホームページでデジタル画像を見られるようにするなどの情報公開を行っている。</p> |
| <p>№32 収支決算の作成方法が示されていない (指摘事項) 収支決算の作成方法が存在しないため収支決算の妥当性を判断できず、ひいては、収支決算を基礎として算出される指定管理料の返金額の妥当性も判断できない。収支決算の作成規範を整備すべきである。</p> | <p>収支決算の妥当性が確認できるよう、「人件費や共通費など見積金額が含まれる場合は合理的な積算根拠を明示する」、「法人の帳簿を基礎として作成し、法人との整合性を示す」という規範を新たに取り入れた。また、次年度には「原則的に実際発生額を計上する」という規範を取り入れる予定である。</p> | <p>№36 収蔵庫の場所明記について (意見事項) 博物館のバンフレットや施設入口の案内図には、収蔵庫の場所が明記されている。収蔵庫の具体的な場所をバンフレット等に明記することの合理性を改めて整理した上で、その具体的な明記の可否を検討することもリスク管理の一環である。</p> | <p>掲載バンフレットや案内掲示板において、収蔵庫の場所については非公開とする。</p> |
| <p>№33 指定管理者の収支決算と所轄課が管理するモニタリングシートの様式について (意見事項) 指定管理者が提出する収支決算と所轄課が管</p> | <p>モニタリングシートの各項目について、</p> | <p>№37 監視カメラのデータ保管期間について (指摘事項) 監視カメラのデータの適切な保管期間について整理し、防犯機能として十分な役割を果たせるように、データの保管に関する運用を見直すことを要望する。</p> | <p>他の県立施設の状態を確認のうえ、次期更新の際には、適切な期間、データを保存することができる機器を導入するなど見直しを行う。 当面の期間は、職員による館内見回りや収蔵品点検、時間外の機械警備を徹底し、異常を確認した場合には、速やかに監視カメラの映像を確認することで防犯体制を整え</p> |

| 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|---|--|
| <p>No.38 金庫の番号管理について (意見事項) 耐火金庫のダイヤル錠の開錠番号は定期的に変更するべきである。</p> | <p>現在の耐火金庫はダイヤルが変更できない仕様であるが、鍵とダイヤルの二重管理を行うことで管理を徹底している。</p> |
| <p>No.39 金庫内保管物の管理について (指摘事項) ボランティア団体である博物館協力会の預金通帳等が金庫内で保管されていたが、金庫内で他の貴重品を預かることは避けるべきである。</p> | <p>他者の貴重品については、県の金庫では預からないこととした。</p> |
| <p>No.40 備品原簿の管理対象の整理について (意見事項) 財務規則上、備品原簿に登録を必要としない5万円未満の備品が備品原簿に登録されていた。備品原簿の管理対象を現行のルールに従って再度整理し、スリム化することにより効率的な管理をすることが望まれる。</p> | <p>今年度、財務規則第181条関係通知による備品確認を実施した際に、財務規則第139条関係通知により、平成27年度以前に取得した3万円未満の備品の整理を行った。</p> |
| <p>No.41 入館料のキャッシュレス決済導入について (意見事項) 入館料についてキャッシュレス決済の導入を出来るだけ迅速に推進することが望まれる。</p> | <p>令和6年9月21日からキャッシュレス決済に対応した。</p> |
| <p>No.42 QRコードを利用したアンケートの回答件数の向上について (指摘事項) QRコードを利用したアンケートの回答件数を上げるための方策を検討して、来館者から有効なフィードバックを得るようすべきである。</p> | <p>これまで展示室の出入り口のみであったQRコードの掲載箇所を、館の出入り口にも増やして来館者の目に留まりやすいように改善した。 アンケート内容については、回答を自由記述から選択肢によるものへ変更するなど簡素化を図った。 引き続き、回答件数が増えるように努めていく。</p> |
| <p>No.43 事業運営の諮問・意見具申機関のスリム化について (意見事項) 事業運営の諮問・意見具申機関である「博物館運営委員会」と「みんなで作る博物館協議会」を別組織とする明確な利点がない限りは、両者の統合を検討されたい。</p> | <p>博物館運営委員会は専門的な知識を有した上で、博物館の運営に関する事項の調査審議という役割を持っている。また、みんなで作る博物館協議会の役割は、県民の視点を取り入れた幅広い博物館活用に対する意見聴取及び客観的な評価制度の検討である。</p> |

| 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|--|---|
| <p>No.44 館内遊休スペースの有効活用について (意見事項) 博物館内には、過去にレストランとして利用していた遊休スペースがあるが、これについては、有効利用に努め良好な維持保全をすることが望まれる。</p> | <p>遊休スペースにミュージアムカフェを令和6年2月にオープンした。フルーツ王国やまなしの情報発信拠点として桃やブドウなど果産フルーツを使った食の提供やイベントを開催し、新たな来館者層の獲得にも寄与している。</p> |
| <p>No.45 農業の使用管理簿の作成と管理徹底について (指摘事項) 農業の使用管理簿を作成して使用量の適切な管理をするべきである。</p> | <p>令和6年5月に使用管理簿を作成し、現況を記録している。</p> |
| <p>No.46 調整池の公有財産台帳への未登録について (指摘事項) 調整池が公有財産台帳に登録されていない。</p> | <p>公有財産台帳へ登録を行う。</p> |
| <p>3.1.7. 山梨県立考古博物館 No.47 監視カメラのデータ保存期間について (指摘事項) 特定の場所の監視カメラの録画データの保存期間が、有効な防犯機能の観点で適切ではない。</p> | <p>他の県立施設の状態を確認のうえ、次期更新の際には、適切な期間、データを保存することが出来る機器を導入するなど見直しを行う。 当面の期間は、職員による館内見回りや収蔵品点検、時間外の機械警備を徹底し、異常を確認した場合には、速やかに監視カメラの映像を確認することで防犯体制を整える。</p> |
| <p>No.48 収蔵庫鍵管理簿の記載漏れについて (意見事項) 収蔵庫の鍵管理簿に記載漏れがある。鍵の使用記録や保管について適正な事務処理を行うことがリスク管理上必要である。</p> | <p>担当課長の確認を原則とし、不在時にはリーダー等他の職員が確認することで、必要事項を漏れなく記録・保管する。</p> |
| <p>No.49 出土品の管理台帳へのアクセス制限につ</p> | |

| 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) | 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|--|--|---|--|
| <p>いて (指摘事項) 出土品の管理台帳については、不特定の職員がアクセスできる状況にある。出土品の管理台帳の運用方法については、アクセス制限など改ざんを防止するための改訂措置が必要である。</p> | <p>管理台帳であるエクセルファイルにパスワードを付しアクセスを制限する運用を行う。</p> | <p>No.55 遺失物の管理徹底について (指摘事項) 遺失物の現金同等物を金庫に長期間保管することは適切ではない。</p> | <p>金庫内に保管されていた遺失物については、令和5年11月に警察への届出を行った。以降、貴重品の遺失物については、原則翌開館日に警察に届け出ることとした。</p> |
| <p>No.50 現品抽出調査に係る結果の回付帳票について (指摘事項) 毎月実施する現品確認の抽出調査について、現状、実施結果をパソコン上で作成し保存するのみとなっているが、調査結果の回付帳票を作成し保存するべきである。</p> | <p>文書管理システムを利用し、調査結果の回付帳票を作成し、内容の確認と承認を受けるとともに、保存する運用に改めた。</p> | <p>No.56 監視カメラデータの個人情報保護対応について (意見事項) 監視カメラデータの個人情報に関して、個人情報保護委員会のガイドライン等に従い、適正取得に関する明示の措置をすることが望まれる。</p> | <p>館内の監視カメラに関して「監視カメラ作動中」であることを掲示する。</p> |
| <p>No.51 備品の管理番号の管理について (指摘事項) 備品原簿データである現品調査チェック表の管理番号と、備品原簿の作成システムから出力される備品貼付シールの管理番号の相違が検出されている。原因を明確にして、再発防止することを要望する。</p> | <p>過去に購入した同様の備品の番号のシールを作成・貼付してしまつたため、番号に相違が生じた。再発防止策としてシール貼付の際や現品確認の際には管理番号を2名以上で確認する運用を徹底する。</p> | <p>No.57 協議会委員の留任期間の例外的取扱について (意見事項) 考古博物館協議会の委員には、県の「附属機関等設置運営要綱」で規定された原則である留任期間8年を超える者がいる。考古博物館協議会委員の留任期間の例外的扱いについて、理由を明確に公開することが望ましい。</p> | <p>山梨県考古博物館協議会運営要綱を改正し、委員留任期間の例外的な取扱いについて明確にするとともに、ホームページにて当該要綱を公表する。</p> |
| <p>No.52 長期未使用備品について (指摘事項) 長期間使用していない映像機器や教育用映像ソフト等の備品が多数保存されており、有効な利用が見込めないようであれば処分を検討するべきである。</p> | <p>長期間使用していない映像ソフト等有効な利用が見込めない備品は棄却処理を行った。</p> | <p>No.58 古墳群等の一部エリアの管理区分の明確化について (意見事項) 公園内の古墳群や一部エリアについて、管理責任が不明確になっている部分があると考えられる。県(本県・かい)と公園指定管理者との間で管理責任の範囲と費用負担を明確にすることが望まれる。</p> | <p>公園内における公園指定管理者との管理責任範囲は指定管理者図面及び現地地況により明確化されている。指定管理者と協議し、各管理エリアをあらためて確認するとともに、維持管理業務について、各々の責任において実施することを確認した。</p> |
| <p>No.53 金庫の番号管理について (指摘事項) 耐火金庫の鍵の開錠番号が長年変更されていなかった。管理方法の改善が求められる。</p> | <p>令和5年12月に耐火金庫内に鍵付きの引き出しを作成。貴重品については、当該鍵付きの引き出し内で管理を行っている。鍵については、管理責任者により適切に管理している。また、担当リーダー以上による定期的な金庫内の内容点検も実施している。</p> | <p>No.59 ハチ被害と駆除状況についての公表について (意見事項) 考古博物館の目撃される風土記の丘公園では、スズメバチ等が度々目撃され、被害が報告されている。山梨県は県有地の施設(公共用財産)において発生したハチ被害とその駆除についての実績を記録した上で、ホームページ等で情報公開することが施設の利用者にとって有用となる。</p> | <p>今後ハチ被害については、公園管理者とも協議し記録を行うとともに、危険があると思われる場合には、考古博物館内での掲示や、被害箇所周辺での案内により周知する。</p> |
| <p>No.54 金庫内保管物の管理について (指摘事項) 耐火金庫内において他団体から無償寄託された手提げ金庫が保管されている。現金等貴重品の可能性があり、金庫の運用として適切ではない。</p> | <p>他団体の手提げ金庫には当該団体が施錠記録をつけることとし、定期点検を行い適切に管理することとした。管理責任を明確にした上で、他団体の金庫保管場所としては、防犯上最も安全な耐火金庫内を引き続き利用する。なお、他団体の保管物と考古博物館の保管物が混ざってしまうリスクを排除するため、他団体の金庫使用場所と、考古博物館の金庫使用場所</p> | <p>No.60 未買収土地に対する適切な対応について (意見事項) 文化財である古墳が所在する土地の一部に、未買収の民有地があるが、それに対し、適切な対応</p> | <p>未買収地については私有地であるため、見学者が立ち入らないよう周知を行っている。</p> |

| 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 謹じた措置 (又は今後の方針等) |
|---|---|
| <p>が望まれる。</p> <p>3.1.8. 埋蔵文化財センター No.61 古い遊休備品の処分等適切な処理について (意見事項)</p> <p>備品の中に相当古いものがあつた。ものによっては、価値のあるものもあり、今後、現金化するなど備品現品調査により発見された不用品等は、物品管理・調運事務ガイドブックに従い適切に処理されたい。</p> | <p>謹じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>長期間使用していない不要な備品は棄却処理を行った。今後も、備品確認などの際に、長期未稼働で活用の見込のない物品については、売却も含め検討を行い、適宜手続を行うこととする。</p> |
| <p>(意見事項)</p> <p>No.62 出土品の個別管理について (意見事項)</p> <p>峡北収蔵施設においては、出土品の管理は箱ごとに行っており、中身の出土品個別には管理されていない。現状の資料搬入出マニユアルを改訂し、出土品が収蔵施設からの搬出時及び搬入時においてのみ、個別に管理することを要望する。</p> | <p>発掘調査により出土した出土品数は数百万点に及ぶことから、遺跡ごとに収納した箱単位でデータ化して管理している。データ化しての管理は、遺跡ごとの発掘状況を把握し、遺跡の詳細な分析に大きく貢献するものである。</p> <p>今後、増え続ける出土品の適切な管理のあり方について、資料の搬入出マニユアルの改訂も含め検討していくこととした。</p> |
| <p>No.63 資料搬入出管理票の整理実施によるスタッフ情報の把握について (意見事項)</p> <p>峡北収蔵施設の資料について、導入以前の資料搬入出管理票の整理を行い、現状どれぐらいの貸出等があるのかの情報 (スタッフ情報) の確認をされたい。</p> | <p>資料の搬入出マニユアルを導入した令和5年2月以前の貸出状況については、令和5年度に確認し、管理票を整理した。</p> |
| <p>3.1.9. 山梨県立県民文化ホール No.64 指定管理業務の外部委託の事前承認について (指摘事項)</p> <p>指定管理者が指定管理業務の再委託等を行う場合は、「山梨県立県民文化ホールの管理に関する基本協定書 (平成31年1月31日締結)」第7条の規定に基づき、山梨県の事前の承認を得ることが必要である。令和4年度において、施設維持管理について外部委託を実施しているものの、事前の承認を得ていることを確認できなかった。外部委託について、所管課が事前承認した事実を確認できる証拠を補完すべきである。</p> | <p>令和5年度から、年度始めに提出される業務計画書に「施設等維持管理に係る外部委託状況」を添付させ、外部委託の事前承認を行っている。</p> |
| <p>No.65 別途補償金がある場合の計画を上回る利益が発生した場合の納付について (意見事項)</p> <p>「山梨県立県民文化ホールの管理に関する基本協定</p> | <p>今後において同様の協定を締結する場合</p> |
| <p>指摘事項及び意見事項 (要旨)</p> <p>書の一部を変更する協定書(令和3年3月22日)第2条において、令和2年6月1日以降は、委託管理業務に係る実際の収支差額が収支差額見込額を上回った場合、指定管理者は、上回った額の50%に相当する額を山梨県に納付する旨の記載がある。令和4年度において、本指定管理業務の収支状況に山梨県からの補償金収入が含まれているが、当該条項があることで当該受け取った補償金について、実質的にその一部を返還することとなってしまう。そこで、今後も同様の協定を締結する場合は、補償金の実質的な一部返還がないような取扱いを検討していただきたい。</p> | <p>謹じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>は、補償金の実質的な一部返還が生じないよう取扱いについて検討を行う。</p> |
| <p>No.66 収支報告に係る消費税納付相当額の取扱いについて (指摘事項)</p> <p>指定管理者は課税事業者であるが、指定管理業務の収支状況の算定において消費税の調整を行っていない。収支報告書上の収支金額は税込額であることから、収支報告の際には指定管理者が同指定管理業務に係る消費税額負担分を調整すべきものと考ええる。</p> | <p>令和5年度から、収支報告において消費税額を算出し、控除調整した上で最終的な決算額を算出した収支報告書の提出を受けよう取扱いを変更した。</p> |
| <p>3.1.10. 山梨県立富士山世界遺産センター No.67 利用料の徴収について (指摘事項)</p> <p>富士山世界遺産センターにおいて、現在利用料を徴収していないが、受益者負担の観点から利用料を徴収するべきである。</p> | <p>次回の指定管理者選定の際においても、利用料の徴収の是非を含めて県の負担が最小化されることを重要な審査項目として企画提案を審査する。</p> |
| <p>No.68 デジタル展示物の保守業務の再委託先の選定について (意見事項)</p> <p>南館のデジタル展示物の保守業務の再委託先が、令和3年度の大規模改修に携わった事業者に指定管理の要綱上で技術的理由から既に指定されており、競争が働かず保守費用に関して経済性が失われることとなった。デジタル機器等の導入や改修に際しては、アフターコストを見込んだ経済性等を検討し、業者の選定をすべきである。</p> | <p>今後の展示物の設置の際は、保守業務費用を含めたライフサイクルコストをより一層意識しながら業者を選定する。</p> |
| <p>No.69 助成金等の収支報告への記載漏れ (指摘事項)</p> <p>指定管理業務にかかる収入である雇用調整助成金と休業要請協力金が、指定管理業務の収支報告に含まれていない。</p> | <p>今後、同様の助成金等を受給した場合は、指定管理業務の収支報告に正確に記載する。</p> |
| <p>No.70 自主事業に係る収支金額の適切な報告に</p> | |

| 指図書事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) | 指図書事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|---|--|--|---|
| <p>ついて (意見事項) 指定管理者が実施する自主事業について、所管課として、自主事業の収支金額を適切に報告書に記載するように指定管理者に求めることが望まれる。</p> | <p>自主事業に係る経費と指定管理業務に係る経費を可能な限り切り分けて、正確に記載する。</p> | <p>3.2. 観光文化・スポーツ部施策事業の監査 3.2.1. スポーツコミッション事業費 (スポーツ振興課) No.76 「スポーツで稼げる県」に向けた具体的な実践的な実行計画の策定について (意見事項) 山梨県スポーツ成長産業化戦略は、令和4年度で終期を迎えるので、本戦略で実施した施策 (KPI) の実施結果、事業効果等の測定を通じて、評価を実施し、そのデータに基づいて本戦略の目指すべき姿「スポーツで稼げる県」を実現すべく、より具体的な実践的な実行計画の策定を要望する。</p> | <p>令和4年度に終期を迎えた山梨県スポーツ成長産業化戦略の成果と課題を踏まえ、より具体的な推進計画としていくため、新たな戦略を令和5年度改定の上、山梨県スポーツ推進計画の基本方針「V」スポーツによる経済の好循環」における政策項目1「スポーツの成長産業化」に位置づけ、数値目標を設定し、「スポーツで稼げる県」の実現に向けた具体的な実践的な推進計画とした。</p> |
| <p>No.71 アンケート集計のシステム利用について (意見事項) システムを利用したアンケートによる調査集計の手法を導入し、より多くの来場者から有効な意見を得ることが望まれる。</p> | <p>令和6年度から、デジタル技術を活用したアンケート調査を導入した。</p> | <p>No.77 企画提案審査会の公平性及び客観性確保について (意見事項) スポーツ振興課を事務局とした任意団体であるやまなしスポーツエージェンツ運営委員会の行う事業に係る外部委託先を選定する際には、運営委員会の構成員以外の第三者を委託先選定に係る企画提案審査会の審査委員に招請するなど、更なる公平性及び客観性確保のための対応を検討することを要望する。</p> | <p>令和6年度のスポーツコミッション事業から、企画提案審査会の審査委員として外部から学識経験者を招請し、より公平性及び客観性の確保に努めている。</p> |
| <p>No.73 収支報告への恣意性低減対応について (意見事項) 収支差額の対計画値の一部を具に返納する取り決めについては、指定管理者の恣意性が反映されないような対応がリスク管理上必要と考える。</p> | <p>感染症の影響を受けた施設に関する全庁的な取扱方針として定められた規定であるため、当該施設のみ返納スキームを変更することはできないが、今後、同様の感染症が起こつた際の取り決めの参考とする。</p> | <p>3.2.3. 全国障害者スポーツ大会派遣費補助金 (スポーツ振興課) No.78 全国障害者スポーツ大会選手団等の意見の吸い上げを行う体制の構築について (意見事項) より効果的かつ効率的な全国障害者スポーツ大会選手団への支援のため、支援対象の選手団等から意見を細かく吸い上げ、翌年度以降の支援に役立てるような体制の構築をすることを提案する。</p> | <p>令和6年度から、全国障害者スポーツ大会終了後に、選手・役員から強化練習や事前説明会、結団式、当日についてアンケートを取り、その結果を翌年度以降の運営・支援体制の改善に反映していくこととした。</p> |
| <p>No.74 50%返還スキームの合理性について (意見事項) そもそも対計画値の50%を返納した残額が指定管理者の経営努力として返納不要と判断して良いのか、スキームの合理性が十分ではない。特にコロナ禍明けのフェーズにおいて追加指定管理料そのものが過大であれば指定管理者に残る金額に単なる過大見積分が含まれているとも考える。</p> | <p>感染症の影響を受けた施設に関する全庁的な取扱方針として定められた規定であるため、当該施設のみ返納スキームを変更することはできないが、今後、同様の感染症が起こつた際の取り決めの参考とする。</p> | <p>3.2.4. 青少年センターグラウンド天然芝生化学業費 (スポーツ振興課) No.79 青少年センター内施設管理部門ごとの連携について (意見事項) 青少年センター内の各施設の管理部門が複数にわたることになった場合には、各施設の利用の連携等がとりにやすいように、各管理部門が連携する体制整備をすることを提案する。</p> | <p>青少年センター内において、指定管理者が複数存在することになった場合、センター全体の運営上、各指定管理者同士が連携を取りやすくなるため、各施設所管課とともに連携体制整備に向けた話し合いの場を</p> |
| <p>No.75 施設利用者数の考え方について (意見事項) 利用者数の実績値として公表される数値は、北館と南館それぞれの利用者数の合計数である。設置目的を同じくする一つの施設の利用者という観点では、両館の合計数を実績値として利用することは合理的とは言えないと考える。公表する施</p> | <p>実際に即した数値を把握する方法を今後の課題として検討する。</p> | | |

| 指摘事項及び意見事項(要旨) | 講じた措置(又は今後の方針等) |
|--|--|
| <p>3.2.5. 山梨県スポーツ協会補助金【事務局運営費】(スポーツ振興課)</p> <p>No.80 補助対象業務の明確化について(指摘事項)</p> <p>本来の補助対象とすべきか不明瞭な人件費に対して補助が行われている。補助金交付要綱等において補助対象業務を明確にしていないことが要因と考えられ、補助金対象者と指定管理業務従事者を分ける必要がある。そして、現在の補助金対象者の人件費の適否を検証していく必要がある。</p> | <p>令和6年度の補助金申請時には、補助対象職員の業務計画と年間執行計画を提出させて、現地調査等で当該職員がスポーツ振興に関する業務に従事するかを精査した上で補助金の交付決定を行った。</p> <p>また、今後、実績報告書が提出された際は、補助対象職員の年間の業務実績も提出してもらい、執行計画どおりに実施されたか確認した上で補助金の額の確定を行うこととした。</p> |
| <p>No.81 補助対象となる退職給与引当金の期間帰属の適切化(意見事項)</p> <p>退職給与引当金の予算額について、過年度の職務対価がまとめて特定の年度に補助されていた可能性がある。退職金は任職中の職務対価であることから、当年度の引当として適正な金額を予算計上すべきである。</p> | <p>令和6年度以降は、退職給与引当金の積算を全て自己都合退職での積算額とし、定年退職年度の職員が補助対象となった場合についても、自己都合退職での積算額とした。</p> |
| <p>No.82 補助対象となる人件費予算の上限設定について(意見事項)</p> <p>人件費予算を抑制するための上限設定がなされているが、効果が限定的であり不十分と言える。より厳密な人件費増の抑制をする仕組みを検討することが望まれる。</p> | <p>山梨県スポーツ協会の人件費は、平成17年度の補助対象職員人件費との比較による予算積算に代えて、職員給料表に準じて定めたスポーツ協会給与規程により、原則的に県職員と同様の改定を行うこととした。</p> |
| <p>No.83 一定額以上の予算流用の適正化について(意見事項)</p> <p>補助金要綱で、経費及び内容等の変更について、費用科目相互間の低い額の概ね20%を超える配分の変更は変更申請の提出と県の承認が必要とされているが、山梨県スポーツ協会から変更申請がなされていない。一定以上の予算流用については、変更申請を提出させ適切な説明を求めなければならない。</p> | <p>事務高運営費の補助金について、年度当初の交付決定額を上限として20%を超える科目間の流用は変更申請させることを徹底することとした。</p> |
| <p>3.2.6. 山梨県スポーツ協会補助金【境川自転車競技場運営費】(スポーツ振興課)</p> | |
| <p>No.84 補助金交付要綱に従った添付書類の提出について(意見事項)</p> <p>補助金交付要綱に規定された必要な添付書類(事業別決算内訳書)の提出がなされていないかつた。要綱に従って添付書類の提出を受ける必要がある。</p> | <p>山梨県スポーツ協会に事業別決算内訳書の提出を求め、追加提出を受けた。</p> |
| <p>3.2.8. 山梨県スポーツ協会補助金【競技力向上費】(スポーツ振興課)</p> <p>No.85 仕入税額控除の有無につき、補助金要綱に報告等の規定の要否検付について(意見事項)</p> <p>山梨県スポーツ協会からの補助金に含まれている各競技団体の消費税の仕入控除税額について、山梨県スポーツ協会に報告や返還が適切に行われるべきものであり、返還額がある場合は県に返還されるべきものと考えられる。仕入税額控除の状況を確認し、必要に応じて補助金要綱に仕入控除税額の確定に伴う返還や報告の規定の要否を検討することを要望する。</p> | <p>山梨県スポーツ協会から補助金交付対象である各競技団体に対して、課税事業者かどうか確認を行い、課税事業者である場合は適切に対応していくこととした。</p> |
| <p>No.86 適正な予算設定について(意見事項)</p> <p>過去の推移から、現状の予算規模では成果目標の達成は困難と考えられる。成果目標を達成するための適正な予算を設定するべきである。</p> | <p>予算と結果との関係を分析、見直しを進めていく中で、引き続き必要な経費の予算化を検討していくこととした。</p> |
| <p>3.2.9. 競技馬管理委託費(スポーツ振興課)</p> <p>No.87 備品原簿の整理について(指摘事項)</p> <p>備品原簿の分類名「馬・サラブレッド(雌)」において、競技馬が1頭登録されているが、担当者に質問したところ現在では当該競技馬はいないとのことであった。よって、当該競技馬について備品原簿から削除するよう要望する。</p> | <p>令和5年度中に必要な事務手続を行い、備品原簿から削除した。</p> |
| <p>No.88 委託料の基礎となる必要経費の見積りと実績の比較について(意見事項)</p> <p>馬事振興センターへの委託料の基礎となる必要経費の見積りと実績の比較を行うことにより、委託料の適正性の検証を行うことを要望する。</p> | <p>実績報告書に委託料の積算基礎となる根拠資料を添付することとし、その資料等を基に委託料の適正性を検証していくこととした。</p> |
| <p>3.2.10. 未来・やまなしアスリート支援事業費(スポーツ振興課)</p> <p>No.89 家庭環境や経済的環境を配慮した、フットワーク事業で、ジュニア選手のの中から運動能力の高い子どもを選定して、マッチングし、その後、</p> | <p>今後は、修了生の追跡調査を引き続き行っていく中で、他県の状況なども参考に</p> |

| 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) | 指摘事項及び意見事項 (要旨) | 講じた措置 (又は今後の方針等) |
|--|---|--|--|
| <p>競技団体に育成指導を任せている。地域に密着したスポーツ少年団や、その地域環境を活かした競技団体の性質上、当該事業で選定された子ども居住地域が、マッチングした競技の活動拠点と、距離的に離れている場合が生じる可能性がある。その場合には保護者の協力が不可欠と思われる。果たして、マッチング後に遠征費や、合宿、練習などの送り迎えの環境が十分でないアスリートの卵もいると思われるので、家庭環境や経済的環境を配慮したその後の事業（フオーローア事業）の設置を要望する。</p> | <p>しながら、フオーローアについて研究していくこととした。</p> | <p>確定報告書の提出要否の確認について (指摘事項) 補助金交付先の状況を確認し、必要に応じて消費税等仕入控除確定報告書の提出及び補助金の返還を求めべきである。</p> | <p>市町村を通じて補助金交付先の状況を確認するとともに、実績報告時に補助事業者が地方自治体以外の場合には「消費税仕入控除税額に係る確認書」を添付してもらっている。また、補助事業者が消費税額控除し、仕入税額控除金額が確定した場合には、仕入税額控除金額補助金の返還を求めている。</p> |
| <p>3.2.13. 県民文化祭開催補助金 (文化振興・文化財課) No.90 定量的な目標の設定と評価の実施について (意見事項) 本細事業の評価にあたっては、定性評価のみではなく、定量的な目標設定を行うことで、事業遂行における目標や成果の客観性が担保できるところから、一部定量的な目標設定を検討することを要望する。</p> | <p>すでに、県総合計画、県教育振興基本計画の施策評価において、県民文化祭の出品者数、参加者数を定量的な数値目標としていくことから、県民総参加の事業目的を鑑み、同様の性質の数値目標を設定することを検討する。</p> | <p>3.2.23. 文学資料収集費 (文化振興・文化財課) No.95 県側での価格認定書の入手について (意見事項) 価格認定書の入手に当たっては、購入先のみではなく県独自に価格認定書を手直し、その購入額の妥当性を担保するための一定の仕組みを設けることを検討すべきである。</p> | <p>100万円以上の文学資料を購入する際は、購入先からの価格認定書だけでなく、外部有識者が作成した価格評価書を添付して学識経験者で構成する文学館専門委員会に諮問することを規程で明文化することとした。</p> |
| <p>3.2.15. 文化財等を活用した文化観光振興事業費 (文化振興・文化財課) No.91 補助金同一交付先の複数回交付状況の是正について (意見事項) 補助金交付先について抽選や期間を区分するなどして同一事業者が複数回交付を受ける状況を是正すべきである。</p> | <p>同一事業者が複数回交付を受ける状況を是正するため、同一事業者が受けられる補助額の上限 (100万円) を設けた。</p> | <p>3.2.25. 富士山世界文化遺産協議会負担金 (世界遺産富士山課※現 富士山保全・観光エコシステム推進グループ) No.96 パンフレットにかかわる情報提供ツールについて (意見事項) 紙のパンフレットのみではなく、情報提供ツール及びデータ分析等のためにデジタル化を検討すべきである。</p> | <p>富士山世界文化遺産協議会のホームページを活用し、デジタル化による効率的な情報提供と効果的なデータ分析ができるよう静岡県と検討していく。</p> |
| <p>3.2.16. 美術館等を中核とした文化クラスター推進事業費 (文化振興・文化財課) No.92 地域の地形にあったレンタル自転車への切り替えの検討 (意見事項) No.93 レンタル自転車対応式の賃貸方法の検討 (意見事項) レンタルサイクルの利用促進及び利用者の利便性の向上及び採算の改善のため、地形にあった自転車へ変更することや、レンタル自転車の対面方式への変更を検討してはどうか。</p> | <p>今後自転車を更新する際には地形に合った自転車の購入を検討する。また、対面式で自転車の貸し出しを行っている他の事業者に聞き取りを行い、本事業の関係者に共有し、今後の運営方法について検討を行っている。</p> | <p>3.2.26. 富士山レンジャー設置事業費 (世界遺産富士山課) No.98 富士山レンジャーの人材確保について (意見事項) 富士山レンジャーは危険や体力的消耗が大きい業務であるが、危険手当等の業務の特賃に応じた特別手当は設定されていない。富士山レンジャーの業務に対して適切な雇用条件や労働環境を</p> | <p>観光実態や業務負担等について、職務の特殊性と改善事項を精査し、富士山保全に関心のある優秀な人材の確保がしやすい体制の整備を検討していく。</p> |
| <p>3.2.17. 文化財保存事業費補助金 (文化振興・文化財課) No.94 補助金交付先に対する消費税等仕入控除</p> | | | |

| 指摘事項及び意見事項（要旨） | 講じた措置（又は今後の方針等） |
|--|--|
| <p>整備し、流動的な働き方を可能とすることにより、富士山保全に関心のある優秀な人材の確保がしやすい体制を整備することが望まれる。</p> <p>3.2.27. 富士山保全協力金事業費（世界遺産富士山課） No.99 カード等決済の収納実施報告書における日付の欄について（意見事項） カード等決済の収納実施報告書における日付の欄語がある。</p> | <p>事務手続に関して再度確認を行い、今後、同様の欄語が生じることのないよう徹底する。</p> |
| <p>No.100 開山期間以外の徴収業務実施について（意見事項） 開山期間以外での協力金の徴収業務の実施を検討することが望まれる。</p> | <p>年間を通じて受入れが可能な新たな寄附制度を令和6年度より導入した。</p> |
| <p>No.101 キャッシュレス決済利用者への領収書発行対応について（意見事項） 協力金について、一定のキャッシュレス決済利用者への領収書の発行に対応することが望まれる。</p> | <p>希望者に対し領収書を発行することとした。</p> |
| <p>No.102 入山料としての強制徴収制導入の検討について（意見事項） 入山料としての強制徴収は、喫緊の課題として重点的に協議して早急の導入を推し進める必要がある。</p> | <p>令和6年度から、富士登山者の安全確保を目的とした条例等を制定するとともに、県有登下山道を利用する者に対し使用料の納付を義務づけた。</p> |
| <p>3.2.28. 富士山保全協力金積立金（世界遺産富士山課） No.103 基金運用方法の検討について（意見事項） 基金の運用については、当年度の協力を年度中に積み立て、年度末には特定の事業に充てられた全額を取り崩しており、運用効果はほぼ皆無となつていている。現状の運用方法を続ける限り基金として運用する必要性はない。運用益を効率的に増やすような運用方法を検討することが望まれる。</p> | <p>必要経費については協力を充当し、残額については条例に基づき、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、適切に運用していく。</p> |
| <p>3.2.29. 山梨県富士山保全事業費補助金（世界遺産富士山課） No.104 実績報告書の添付書類について（意見事項） 補助事業者の実績報告書の添付書類に、実際に</p> | <p>山梨県が実施する他の補助事業との整合</p> |

| 指摘事項及び意見事項（要旨） | 講じた措置（又は今後の方針等） |
|---|--|
| <p>利用した経費の請求書等も添付することを検討すべきである。</p> <p>3.2.30. 富士山五合目インフオメーションセンター等設置運営事業費（世界遺産富士山課） No.105 公園利用指導・自然解説業務負担金の使途確認について（指摘事項） 公園利用指導・自然解説業務負担金の使途の確認ができていない。</p> | <p>性を鑑み、今後の課題として検討する。</p> <p>負担金の使途については、別途既存の資料により確認しているが、令和6年度から決算報告書に、使途に係る実績報告書の添付を義務づけることとする。</p> |
| <p>3.2.34. 五合目総合管理センター設置運営事業費（世界遺産富士山課） No.106 清掃業務実施報告書における「確認欄」への確認日の記載（意見事項） 月ごとの清掃業務の実施報告については、仕様書により、委託事業者から「翌月初回の業務時に発注者（県）へ報告」することとなっているが、報告書に確認をした日付の記載がないため、「翌月初回の業務時に発注者へ報告」が行われたかの検証ができない。清掃業務実施報告書の「業務責任者確認欄」及び「県担当者確認欄」において、後日検証のために確認日についても記載することを要望する。</p> | <p>様式の修正を行い、確認日を記載することとした。</p> |
| <p>3.3. 出資法人の監査 3.3.1. 公益財団法人山梨県スポーツ協会 No.107 破産手続開始決定がされている相手先の未収金の取扱い（指摘事項） 決算日前に破産申立手続を行う状況であることが明らかになつていている相手先に対する債権について、貸倒引当金を個別に計上するべき状況であるが、貸倒引当金の計上がなされていない。そこで、今後は毎年の決算において、貸倒引当金の計上の必要性について検討することを改善提案として要望する。</p> | <p>山梨県スポーツ協会において、今後、公益法人会計基準における重要性の原則も考慮した上で、貸倒引当金の計上を検討していくこととした。</p> |
| <p>No.108 取引先への与信限度額の設定について（意見事項） 現状は取引先に対して与信限度額の設定がなされていない。そこで、取引先に対して、与信限度額の設定をする統制の構築を要望する。</p> | <p>山梨県スポーツ協会において、他の公益財団法人などの事例を参考にしながら取引先に対する与信限度額の設定を検討していくこととした。</p> |
| <p>No.109 固定資産台帳の運用について（意見事項）</p> | |

| 指摘事項及び意見事項（要旨） | 講じた措置（又は今後の方針等） |
|--|---|
| <p>「固定資産内訳表」というエクセルデータと、会計システム（PC会計）内の固定資産台帳機能の双方を管理することになり、効率的とは言えない点が問題点となる。そこで、固定資産台帳を会計システム（PC会計）内の固定資産台帳機能に集約することを検討してもらいたい。</p> | <p>山梨県スポーツ協会において、固定資産管理用ソフト（PC固定資産）に集約して固定資産台帳の一元管理を行うこととした。</p> |
| <p>№110 特定個人情報の管理（意見事項） 山梨県スポーツ協会において、「山梨県小瀬スポーツ公園の特定個人情報に関する安全管理措置」に定められた特定個人情報に関する安全管理措置が一部不十分であった。保有する特定個人情報に関する安全管理措置の徹底を要望する。</p> | <p>山梨県スポーツ協会において、会計担当者のデスクを、背後からPC画面が見られない配置場所とし、さらに周囲からPC画面のぞき見しにくいフィルムを設置して安全管理措置を徹底した。</p> |
| <p>3.3.2. 公益財団法人やまなみ文化基金 №111 会計帳簿及び決算書類の整備について（指摘事項） 「公益財団法人やまなみ文化基金会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）」第6条に規定する会計帳簿（主要簿である仕訳帳、総勘定元帳、及び補助簿）については、一部に不備が見られた。会計帳簿については、会計処理規程第3条に記載のとおり、「法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理し、これらの会計帳簿に基づき会計処理規程第28条に規定する決算書類を作成することを要望する。</p> | <p>監査人の指摘に基づき、会計帳簿の不備の修正を行った。 今後は、仕訳帳等の記載方法を見直し、適正な会計帳簿が作成されるよう努めていく。</p> |
| <p>3.4. その他（個人情報関係） №112 「山梨県指定管理者の個人情報の保護に関する要綱」の廃止に伴う対応について（意見事項）</p> | <p>文書管理については、受領側による收受文書の確認、送付側による文書の受領確認を徹底した。 また、規定の制定・変更が必要となる場合は、必要な時期に施行ができるよう、ロープレックスを作成するなど、準備期間を十分確保できるように計画的に対応することとした。</p> |
| <p>令和5年4月1日に、小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園の各「個人情報の保護に関する要綱」が廃止されることとなるため、本来空白期間が生じないよう、同日付で個人情報保護法に基づき定められた個人情報保護の要綱を施行できるようにすべきであったが、実際は大幅に遅れて制定された。原因は、指定管理の制度所管課から、これらの手続に関する通知が令和4年度末に施設所管課に送付されたところ、年度末の繁忙期による文書未確認により、施設所管課が手続の必要性を認識できなかったことにある。 文書の受領側において文書管理を徹底するとともに送付側においても受領確認を行うことが望まれる。また、準備期間を十分確保できるように、制度所管課はロープレックスを作成するなど計画的に対応されたい。</p> | |